

9 憲法第9条第2項の「戦力」の意味と自衛力の限界（自衛隊の保有し得る兵器）

（1）憲法第9条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権まで否定しているものではなく、この自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）を保持することは、もとより同条の禁ずるところではない。

同条第2項で保有することを禁止している「戦力」とは、自衛のための必要最小限度の実力を超える実力をいうものと解すべきである。（武力の行使の三要件を満たす武力の行使は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であって、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使にとどまるものであるから、その行使のための必要最小限度の実力は、自衛のための必要最小限度の実力といえる。）

（2）自衛隊は、憲法が許容する自衛のための必要最小限度の実力としてのみ認められるべきものであるから、この限度を超えてこれを増強することは許されない。

この「自衛のための必要最小限度の実力」の具体的な限度については、本来、そのときどきの国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定し得ず、結局は、毎年度の予算等の審議を通じて、国民の代表である国会において判断されるほかないと考える。

（3）上記の限度は、我が国が保持する全体の実力についての

問題であるが、個々の兵器についても、性能上専ら相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することは、いかなる場合にも許されないと解される。

また、それ以外の性能上は防衛的にも攻撃的にも使える兵器の保有は、それ自体では直ちに上記の限度を超えるとは解されない反面、これらの兵器の保有が無限に許されるというわけではなく、それらを保有することにより、我が国の保持する実力の全体が自衛のための必要最小限度を超えることとなれば、憲法第9条第2項の規定に反することとなる。

(注) 従来、政府の答弁として、憲法上保有することができない兵器について、「他国に侵略的攻撃的脅威を与えるようなもの」としているものがあるが、それは、それを保持することにより自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなる兵器についての説明の仕方の問題であって、その趣旨は同じことをいっているものと考える。

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭34・3・19
伊能防衛庁長官 答弁〕

○伊能国務大臣 …御承知のように設例として、国連の援助もなし、また日米安全保障条約もないというような、他に全く援助の手段がない、かような場合における憲法上の解釈の設例としてのお話でございますから、例を飛行機とか誘導弾とかいろいろなことでございますが、根本は法理上の問題、かように私どもは考えまして、誘導弾等による攻撃を受けて、これを防御する手段がほかに全然ないというような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るということは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。そういうような場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれております。また可能であると私どもは考えております。しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起こりがたいのであります。こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない、かように私どもは考えております。

(判例)

○砂川事件判決

(昭34・12・16 最高裁・大法廷)

…そこで、右のような憲法9条の趣旨に即して同条2項の法意を考えてみると、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となってこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条1項において放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためにあると解するを相当とする。従って、同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊はたとえそれがわが国に駐留するとしても、そこにいう戦力には該当しないと解すべきである。

(質問主意書・答弁書)

(昭44・4・8 対松本善明・衆)

○質問主意書

…昭和44年3月10日の参議院予算委員会において高辻法制局長官は、「今後兵器の発達によってその兵器が性能から見てもっぱら防衛の用に供するものであるか、侵略の用以外には用がないものであるか区別のつけられないものが増えるであろう。そういうものについては、使用するものの意思によって制約を加える以外に方法がな

い」という趣旨の答弁をしている。

これは、自衛のために使用する意思をもってさえおれば、もっぱら侵略の用に供する以外にない性能をもった兵器のほかは憲法上もつことを許されるということか。…

○答弁書

…性能上純粹に国土を守ることのみに用いられる兵器の保持が憲法上禁止されていないことは、明らかであるし、また、性能上相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない。

このような、それ自体の性能からみて憲法上の保持の可否が明らかな兵器以外の兵器は、自衛権の限界をこえる行動の用に供することはむろんのこと、将来自衛権の限界をこえる行動の用に供する意図のもとに保持することも憲法上許されないことは、いうまでもないが、他面、自衛権の限界内の行動の用にのみ供する意図でありさえすれば、無限に保持することが許されるというものでもない。けだし、本来わが国が保持し得る防衛力には、自衛のため必要最小限度という憲法上の制約があるので、当該兵器を含むわが国の防衛力の全体がこの制約の範囲内にとどまることを要するからである。

御指摘の、3月10日の参議院予算委員会における高辻内閣法制局長官の答弁が、この問題を使用するものの意思との関係で論じたのは、右に述べたような趣旨を明らかにしたものであって、自衛のために使用する意思をもってさえいれば、憲法上右に述べた兵器を無制限に保持し得ることを述べたわけでは、もとよりない。

(国会答弁例)

〔参・予算委 昭47・11・13
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（吉国一郎君）…吉田内閣当時における国会答弁では、戦力の定義といたしまして、近代戦争遂行能力あるいは近代戦争を遂行するに足りる装備編制を備えるものという趣旨のことばを使って説明をいたしておりますが、これは、近代戦争あるいは近代戦と申しますか、そういうようなものは、現代における戦争の攻守両面にわたりまして最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いまして遂行される戦争、そういうものを指称するものであると解しました上で、近代戦争遂行能力とは右のような戦争を独自で遂行することができる総体としての実力をいうものと解したものと考えられます。近代戦争遂行能力という趣旨の答弁は第12回国会において初めて行われて以来第4次吉田内閣まで、言い回しやことばづかいは多少異なっておりますけれども、同じような趣旨で行われております。

ところで、政府は、昭和29年12月以来は、憲法第9条第2項の戦力の定義といたしまして、自衛のため必要な最小限度を超えるものという先ほどの趣旨の答弁を申し上げて、近代戦争遂行能力という言い方をやめております。それは次のような理由によるものでございます。

第一には、およそ憲法の解釈の方法といたしまして、戦力についても、それがわが

国が保持を禁じられている実力をさすものであるという意味合いを踏まえて定義するほうが、よりよいのではないでしょうか。このような観点からいたしますれば、近代戦争遂行能力という定義のしかたは、戦力という言葉を単に言いかえたのにすぎないのでないかといわれるような面もございまして、必ずしも妥当とは言いがたいのではないか、むしろ、右に申したような憲法上の実質的な意味合いを定義の上で表現したほうがよいと考えたことでございます。

第二には、近代戦争遂行能力という表現が具体的な実力の程度をあらわすものでございまするならば、それも一つの言い方であろうと思ひますけれども、結局は抽象的表現にとどまるものでございます。

第三には、右のようでございまするならば、憲法第9条第1項で自衛権は否定されておりません。その否定されていない自衛権の行使の裏付けといたしまして、自衛のため必要最小限度の実力を備えることは許されるものと解されまするので、その最小限度を超えるものが憲法第9条第2項の戦力であると解することが論理的ではないだろうか。

このような考え方で定義をしてまいつたわけでございますが、それでは、現時点において、戦力とは近代戦争遂行能力であると定義することは間違いなのかどうかということに相なりますと、政府といたしましては、先ほども申し上げましたように、昭和29年12月以来、戦力の定義といたしましてそのようなことばを用いておりませんので、それが今日どういう意味で用いられるかということを、まず定めなければ、その是非を判定する立場にはございません。しかし、近代戦争遂行能力ということばについて申し上げれば、戦力の字義から言えば、文字の意味だけから申すならば、近代戦争を遂行する能力というのも戦力の一つの定義ではあると思います。結局、先ほど政府は昭和29年12月より前に近代戦争遂行能力ということばを用いました意味を申し上げたわけでございますが、そのような意味でありますならば、言い回し方は違うといたしましても、一がいに間違いであるということはないと存じます。

〔参・予算委 昭47・11・13
田中内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（田中角栄君） …相手が大きくなったらだんだん大きくなつていいのか、核を持ったら核を、ということでございますが、それはそうではなく、通常兵器による局地戦以下の侵略に対して最も有効に対応し得る効率的なものという限界がございまして、これ以上のものになれば日米安全保障条約が働くと、こういうことでございますので、相当な制約があるということを御理解いただきます。

〔参・予算委 昭53・1・30
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（真田秀夫君） …憲法第9条で陸海空軍その他の戦力は保持しないと書いておりますけれども、これはしかし、文字どおり戦う力、そういう実力部隊を一切持たないという意味ではなくて、わが国の防衛、自衛のために必要な最小限度のもの

を超える、そういう戦力は持ってはいけないと、こういう意味だというふうに、これはもう終始一貫して政府がお答えしているところでございまして、それもまた、自衛のために必要な最小限度を超えるということのまた説明として、従来、外国に対して脅威を与えるようなものだと、攻撃的なものだとというような、表現はいろいろそのときどきによって使い方が異なった場合もございますけれども、結局、それは自衛のために必要な最小限度を超えるような戦力の説明として申し上げておったわけなんです。ですから、脅威を与えるようなものであるかどうかということが実はポイントでございまして、それに該当するかしないかということになれば、これはまた軍事的な専門的知識がないと、私の方では実は右とも左とも申し上げかねるわけでございますけれども、先ほど来の防衛局長の専門的な説明によれば、これはもう外国に対して脅威を与えるというようなおそれのあるものと評価すべきものではないだろうという御見解で、国防会議でもさような御決定が行われた次第でございます。

(国会提出資料)

< F-15 及び P-3C を保有することの可否について >

(衆・予算委提出 昭53・2・14)

一 憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものである。

右の憲法上の制約の下において保持を許される自衛力の具体的な限度については、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有することは否定し得ない。もっとも、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器（例えば ICBM、長距離戦略爆撃機等）については、いかなる場合においても、これを保持することが許されないのはいうまでもない。

これらの点は、政府のかねがね申し述べてきた見解であり、今日においても変わりはない。

(二 略)

三 F-15 は、要撃性能に主眼がおかれた、専守防衛にふさわしい性格の戦闘機であり、その付隨的に有する対地攻撃機能も限定的なものであること等から、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるようなものでないことは明らかであり、F-4の場合のような配慮を要するものではない。

また、P-3C は、哨戒及び対潜作戦に使用するものであって、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるようなものでないことはいうまでもない。

四 したがって、F-15 及び P-3C を導入し、自衛隊がこれを保有しても、憲法が禁じている「戦力」にはならず、従来の政府の見解にもとるものではないと考える。

(国会答弁例)

(衆・内閣委 昭53・6・6)

〔真田内閣法制局長官 答弁〕

○真田委員 …自衛のために必要な最小限度というのではいかにも抽象的ではないか、自衛のために必要な最小限度という概念で、では一体どこまで持てるのか、一体歯どめはどうなるのか…その歯どめは、先ほど来申しましたように、これは自衛のため必要最小限度というのが実は大枠でございまして、そのために文民統制とかあるいは国防会議とか、あるいは最高指揮官は内閣総理大臣であり、あるいはまたその統括者は防衛庁長官で、いずれも文民である。しかも、その組織の中身については、毎年予算なりあるいは法律をもって国会の御審議を経ているというところで、実は一つの手続上の歯どめもあるというふうに考えておるわけでございます。

○真田政府委員 おっしゃいましたように、かつては、政府は、憲法第9条第2項で禁止されている戦力の定義、内容といたしまして、近代戦争遂行能力という言葉を用いておりました。そのときの中身でございますが、近代戦争遂行能力というのは、そのころの政府の説明によりますと、近代における攻守両面にわたりまして最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いまして遂行される戦争、そういうものを指すものである。そういう理解のもとに、近代戦争遂行能力とは、そういう攻守両面にわたって、手段も無制限な手段を用いて行う戦争、それを独自で遂行することができるような、そういう総体としての能力を持った実力部隊を近代戦争遂行能力という言葉であらわしておったわけなんですが、これは御承知のとおり、昭和29年ごろからその表現を改めまして、現在政府が御説明申し上げておりますように、自衛のために必要な最小限度というふうに言いかえました。

言いかえましたが、その言いかえたときの詳細な理由は、実は昭和29年のことですでござりますので、私自身、直接タッチしておりませんけれども、それはしかし概念としては、中身はそう変わったものじゃない。つまり、自衛のための必要最小限度の能力を超えるものは禁止されておる。それは言いかえれば、昔の言葉で言えば、近代戦争遂行能力のある実力部隊であるというふうに御理解いただいて結構であろうと思います。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・12・5 対森清・衆)

二について

…同条第2項〔編注：憲法第9条第2項〕は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。

(国会答弁例)

〔参・予算委 昭63・4・6
瓦防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣(瓦力君) …政府が従来から申し上げているとおり、憲法第9条第2項

で我が国が保持することが禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されるところであり、同項の戦力に当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の保持する個々の兵器については、これを保持することにより我が国の保持する実力の全体が右の限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決せられるものであります。

しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えば ICBM、長距離核戦略爆撃機…長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されず、このことは累次申し上げてきているところであります。

なお、昨年5月19日参議院予算委員会において当時の中曾根内閣総理大臣が答弁したとおり、我が国が憲法上保有し得る空母についても、現在これを保有する計画はないとの見解に変わりはありません。

〔参・予算委 昭63・4・6
味村内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（味村治君） 憲法の解釈の問題でございますので私から申し上げます。

憲法は、先ほど申し上げましたように自衛のため必要最小限度の実力を保有することは認めている。それを超えるものが戦力である、憲法9条によって禁止されている戦力であって、それを超えないものは憲法は禁止していない、このように従前から解釈しているわけでございます。

では必要最小限度というのは何かというのが先生の御質問でございますが、これはもとより定量的に定めるわけにはまいりません。これは周辺諸国のいろいろな軍事情勢、世界的な軍事情勢、国際情勢、いろんなことで定量的には定めることはできないわけでございます。

したがいまして、その判定につきましては各種の情勢を考慮に入れた上で御判断になるわけでございますが、これは防衛庁さらには安全保障会議、閣議、それから予算あるいは法律、自衛隊法とかそういったような法律、そういったものを御審議いただきます国会、そういうところにおいて決定されるべきものと存じます。

〔衆・安全保障特別委 昭63・4・13
大出内閣法制局第一部長 答弁〕

○大出政府委員 …その必要最小限度ということについての問題でございますが、この必要最小限度というのは何かということは、具体的に数量的にこれを申し上げるというわけにはいかないと思います。これは周辺諸国の軍事情勢とかその他の国際情勢あるいは科学技術等の諸条件によって判断されるべきことであります、これを一律定量的に申し上げるということはできないことであると思います。

しかし、その判断につきましては、これらの各種の情勢というものを考慮に入れて判断することになるわけですが、防衛庁なり安全保障会議なりあるいは閣議なり、さらには予算、法律案等の審議を通じまして国民の代表である国会においてコントロールされることになる、こういう形で必要最小限度内であるかどうかということが判断をされていくということになろうかと思います。

(質問主意書・答弁書)

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

二の2のアについて

…憲法第9条の下で保持することが許容される「自衛のための必要最小限度の実力」の具体的な限度については、本来、そのときどきの国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定し得えず、結局は、毎年度の予算等の審議を通じて、国民の代表である国会において判断されるほかないと考える。…

(国会答弁例)

〔参・内閣委 平21・11・19
平野内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣（平野博文君）… [編注：憲法] 9条の下での保持することが許される自衛のための必要最小限度の実力の具体的な限度、判断、これについては、本来その時々の国際の情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を持つことと考えておるわけであります、したがって、究極的には国会等での予算の審議あるいは国会の議論の中で判断されるべきものと私は認識をいたしております。

〔衆・平安特委 平27・6・10
横畠内閣法制局長官答弁 対宮本委員〕

○横畠政府特別補佐人 陸海空軍、戦力の不保持につきましては、憲法第9条第2項に明記されております。

憲法で保有することを禁止している戦力につきましては、これまで、自衛のための必要最小限度の実力を超える実力であると解しております。

今般、新三要件のもとでは、国際法上の集団的自衛権として違法性が阻却される武力行使のうち、一定の、我が国に深刻、重大な影響の及ぶもの、そういうものに限って行使を認めるということにしておりますけれども、それはまさに自衛のための必要最小限度の実力の行使でございまして、まさにこれまで自衛隊が憲法第9条2項で禁じられている戦力に当たらないと言っていた全く同じ理由をもちまして、憲法で禁じられている戦力には当たらないというふうに解されるところでございます。…

〔衆・平安特委 平27・6・26
中谷防衛大臣答弁 対上田委員〕

○中谷国務大臣 …今回の法整備におきましても、憲法の精神にのつとった、受動的

な防衛戦略の姿勢であるこの専守防衛は、我が国の防衛方針の基本的な方針となるために、いささかも変わることはございません。

したがいまして、政府として、従来から、性能上専ら相手国の国土の破滅的な破壊のためのみに用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるために、例えば ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有はいかなる場合にも許されないと考えてきておりまして、このような考え方について一切変更はございません。

〔参・平安特委 平27・8・4
横畠内閣法制局長官答弁 対井上委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第9条の第2項におきまして、戦力を保持しないということが明記されております。その関係で、これまでにおきましても、憲法第9条の下で我が国が保有することが許される武器等についての議論がございました。自衛権そのものが我が国を防衛するための必要最小限度の実力に限るという前提、その裏返しといいますか、裏付けということになるわけでございますけれども、我が国が保持する全体の実力の問題として、個々の兵器についても、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することはいかなる場合も許されないと憲法上は解しております。

9—A 核保有（持込み）と憲法との関係

(1) 我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

(2) その上で、従来から、政府は、憲法第9条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第9条第2項によっても禁止されているわけではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、この限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解している。

(3) なお、核兵器の持込みについては、憲法第9条第2項にいう「戦力」に該当しない外国軍隊に関する事であるが、非核三原則においては、「持ち込ませず」の原則により、これを認めないこととしている。

(国会答弁例)

〔参・外務委 昭32・4・30〕
岸内閣総理大臣・外務大臣 答弁

○国務大臣（岸信介君） …いわゆるわれわれがこの原水爆を中心としておるような兵器に対して、そういうものを持たない、のみならずわれわれの憲法の自衛権の意味からいって、そういうものを持つということが憲法上妥当でないというようなことは、これは私どもはつきり考えておかなければならぬことであります。しかし今申すように、私どもにもよくわからぬのであります、研究してみると、いわゆる核兵器と称せられるところのものはいろいろなにがあり、そうして誘導兵器というようなものも、ある意味からいと核兵器じゃないかというふうな議論も出てきておるようであります。そういうようなことから申しますと、いわゆるとにかく核兵器と名がつけば、すべてこれは憲法違反だという議論も、これはずいぶん実際のなにから言うと行き過ぎじゃないか。同時にわれわれはこの兵器についても自衛権の範囲というものを逸脱してはならぬ、これは憲法の精神だということも明瞭でございます。…

〔衆・科学技術振興対策特委 昭32・5・8〕
林法制局長官 答弁

○林（修）政府委員 …憲法の9条2項の目から申しますと、個々の武器とか、個々の人員というものをとらえて、どういうものであるならば憲法違反だ、個々のものがどういうものであればいいというものでは私はなかろうと思います。全体的に考えまして、自衛のために必要最低限度の自衛力という目から見まして、その範囲を逸脱するものは憲法上持てない、その範囲に入るものであればよろしいということになると思うであります。…今後の発達を見れば、原子核分裂あるいは原子力を利用する兵器と申しますか、武器と申しますか、これはどういうものが出てくるかわかりませんが、そういうものを全部核兵器なるがゆえに頭からいけないと言うのはおかしいのじやないか、これはおののおのの性質を見、実態を見て判断しなければならぬ、先ほど申しました基準によって判断しなければならぬ、こういう考え方でございます。どの範囲のものがいいか、どの範囲のものが悪いか、現実に私は兵器はよく存じませんが、また今後もどんなものができるかわかりませんが、これは総理大臣からもお答えあった通りに、現在のような原水爆を代表とするようなああいうものは、これはどう考えても日本の憲法の許すところではないと考えます。しかし、それかといって、核兵器という名がつくからすべてがいけないということには、どうもこれはならないのじやないか、こういう趣旨に解すべきものである、こう考えるのでございます。

〔参・予算委 昭34・3・17〕
林法制局長官 答弁

○矢嶋三義君 …日本に駐留している米軍が、原水爆を日本の国土に持ち込むことは、日本が政策上としてこれを拒否する、しかし米駐留軍は、日本国憲法の制約を受けないから、原水爆等を持ちこむことは、憲法の規制を受けない、こういう、昨日答弁をされていますが、これは、何かの言い違いではないか、かように私は考えるわけであ

りますが、重ねて明確に、一つ御所信を表明していただきたい。

○政府委員（林修三君） 昨日、その点は、最後に防衛庁長官からお答えしたところでございますが、あの通りだと、私ども考えております。

つまり憲法第9条は、日本国は、戦争を放棄する、あるいは武力による威嚇、武力の行使等をやらないということを規定しております。その文面において、自衛権は否認しておらないということであります。第2項は、そういうことの裏付として、日本国は、いわゆる自衛のため必要最小限度を越えるような陸海空軍その他の戦力を保持しない、国の交戦権は認めない、こう書いている。これは、この条文をおよみになつてもわかります通りに、あくまで日本国のことと書いているわけであります。日本に、条約上外国の軍隊が駐留いたします際に、その外国の軍隊の適用については、その憲法9条は、全然関知しておらないところでございまして、それは別問題でございます。

これについては、結局、条約を結ぶ際に、どういうことをするかということが問題になるわけでありますと、これは、もっぱら条約問題であります。憲法の9条は関知してないところだと、かように考えます。

〔衆・予算委 昭37・8・20
池田内閣総理大臣・林内閣法制局長官 答弁〕

○池田国務大臣 …憲法上、あらゆる核、いわゆる防御的であろうが何であろうが、あらゆる核兵器を持ってはならないと憲法は規定はしておりません。今後の兵器の進化によって、ほんとうに日本を守るためにには、これ以外のものはないという場合において、憲法がそれを否定しておるとは考えておりません。しかし、憲法上はそういう解釈であっても、池田内閣はやらない、こう言っておるのでございます…。

○林（修）政府委員 …いわゆる核兵器なるがゆえに、すべてがいわゆる戦力、憲法で禁止する戦力に当たるとはわれわれも考えないわけでございまして、これは将来の問題もござりますし、いわゆる科学技術の発達ということから、純粹に防御的な、まあ小さな核爆発、そういうものができないことは保証できないわけでございまして、そういうものができた場合に、憲法がそれも禁止しているということにはならない、私はかように考えるわけでございまして、要するに、憲法9条2項でいうような戦力に当たらないものがあるとすれば、それを憲法は禁止しているとは私どもは一がいには言えない、かように考えております。

〔参・予算委 昭39・3・9
林内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（林修三君） …いわゆる核兵器なるがゆえに直ちに、どんなものであっても、それが違憲になるというものではなかろう、これはまず第一の前提でございます。つまり、核兵器——核エネルギーというものを殺傷用あるいは物の破壊用に使う、戦闘においてですね。国内の平和的な意味の破壊用はこれは違いますが、戦闘的な目的として、殺傷用あるいは破壊用に核エネルギーを使った武器を使うということそれ自身だけで、直ちに憲法違反となるというものではあるまい。それはもう少し端的に

いえば、防御的なものは憲法違反じゃないということばになってくるわけでござります…。

したがって、それをさらに、しかばその限界を越えるものとしてはどういうものがあるかということで、その例示として、たとえば原水爆とかあるいは大陸間弾道弾、そういうものはそれ自身一つをとっても、自衛のために必要なる行動をとるための必要最小限度のものとは言えないのじやないか。したがって、そういう限界をはみ出すものはこれは攻撃用の核兵器といつてもいいかもわかりませんが、つまり、そういう大型の、他国を——自国がたとえば侵略された場合に、自国を守るときに使うような性質を持たないもの、そういうものはこれはやはり憲法のワクをはみ出すものである、かように考えておるわけでございます。

(国会決議)

＜非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議＞

(衆・本会議 昭46・11・24)

一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。

一、 (略)

右決議する。

＜核兵器の不拡散条約に関する件＞

(衆・外務委決議 昭51・4・27)

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は左の事項につき誠実に努力すべきである。

一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

二、以下 (略)

[編注] 昭51・5・21 参・外務委においても同様の決議がなされている。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭53・3・6
福田内閣総理大臣 答弁〕

○福田内閣総理大臣 安保条約に基づきまして核兵器の持ち込みについて了承を求める、こういう協議がありました場合に、我が国の回答はいかなる場合におきましてもノー、このように御理解願います。

〔参・予算委 昭53・4・3
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員 (真田秀夫君) …核兵器の保有に関する憲法第9条の解釈についての補

足説明を申し上げます。

一 憲法上核兵器の保有が許されるか否かは、それが憲法第9条第2項の「戦力」を構成するものであるか否かの問題に帰することは明らかであるが、政府が従来から憲法第9条に関してとっている解釈は、同条が我が国が独立国として固有の自衛権を有することを否定していないことは憲法の前文をはじめ全体の趣旨に照らしても明らかであり、その裏付けとしての自衛のための必要最小限度の範囲内の実力を保持することは同条第2項によつても禁止されておらず、右の限度を超えるものが同項によりその保持を禁止される「戦力」に当たるというものである。

そして、この解釈からすれば、個々の兵器の保有についても、それが同項によつて禁止されるか否かは、それにより右の自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるか否かによって定まるべきものであつて、右の限度の範囲内にとどまる限りは、その保有する兵器がどのような兵器であるかということは、同項の問うところではないと解される。

したがつて、通常兵器であつても自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるものは、その保有を許されないと解される一方、核兵器であつても仮に右の限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有が許されることになるというのが法解釈論としての当然の論理的帰結であり、政府が従来国会において、御質問に応じ繰り返し説明してきた趣旨も、右の考え方によるものであつて、何らかの政治的考慮に基づくものでないことはいうまでもない。

二 憲法をはじめ法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、それが法規範として持つ意味内容を論理的に追求し、確定することであるから、それぞれの解釈者にとって論理的に得られる正しい結論は当然一つしかなく、幾つかの結論の中からある政策に合致するものを選択して採用すればよいという性質のものでないことは明らかである。政府が核兵器の保有に関する憲法第9条の解釈につき、一に述べた見解をとっているのも、右の法解釈論の原理に従つた結果であり、何らかの政治的考慮を加えることによりこれ以外の見解をとる余地はないといわざるを得ない。

三 もつとも、一に述べた解釈において、核兵器であつても仮に自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有を許されるとしてはいる意味は、もともと、単にその保有を禁じていないというにとどまり、その保有を義務付けてはいるものでないことは当然であるから、これを保有しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであって、現に我が国は、こうした政策的選択の下に、国はともいべき非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

以上でございます。

(質問主意書・答弁書)

(平5・12・3 対立木洋・参)

四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第9条第2項によつても禁止されているわけではない。したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は、現在でも変わつてゐない。

なお、憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法（昭和30年法律第186号）及びNPTにより一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

(参考資料)

＜核兵器の違法性に関する国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見（仮訳・抄）＞
(1996・7・8)

核兵器による威嚇又はその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に、一般的に反する。

しかしながら、国際法の現状及び裁判所が取り扱つた事実に鑑みれば、国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における、核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて、明確な結論を出すことはできない。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平10・6・17
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（大森政輔君） 核の保有の問題についての憲法上の問題点と申しますのは、即使用についての問題点にも当たるわけでございます。…日本国憲法第9条との関係につきましては、保有との関係において先ほど述べられました法理は、純法理上の問題として使用との関係においても妥当するものであろう、一応そういうことがいえようかと思います。…核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にはなろうかと考えます。

(質問主意書・答弁書)

(平21・3・24 対辻元清美・衆)

四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第9条第2項によつても禁止されているわけではない。したがつて、核

兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は、現在も変わっていない。

憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法（昭和30年法律第186号）及び核兵器の不拡散に関する条約により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

（平22・4・20 対木村太郎・衆）

一及び二について

これまで公表された米国政府の核政策に基づけば、現時点において、政府としては、核兵器を搭載する米国の艦船及び航空機の我が国への寄港・飛来・通過はないと判断している。政府としては、非核三原則を堅持する方針であり、こうした政府の考え方は、これまで様々な場で繰り返し表明されており、諸外国も十分承知していると考える。

（国会答弁例）

〔衆・予算委 平24・7・9
野田内閣総理大臣 答弁〕

○野田内閣総理大臣 原子力規制委員会設置法第1条や改正原子力基本法第2条等において「我が国の安全保障」という文言が規定された趣旨につきましては、参議院環境委員会における法案の審議等を踏まえ、設置法により、原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティー及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定をされたものと理解をしております。

原子力基本法第2条の、原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、原子力基本法の改正前後を通じて変わることではなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではございません。

したがいまして、野田内閣としては、非核三原則を堅持していくという方針に変わりはございません。

（質問主意書・答弁書）

（平26・2・28 対鈴木貴子・衆）

一及び二について

非核三原則は、これまで歴代の内閣総理大臣が繰り返し表明してきている政策で

あり、国家安全保障戦略（平成25年12月17日閣議決定）においても明記されているとおり、我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。安倍内閣として、非核三原則を守るとの基本方針を堅持する立場に変わりはない。

（国会答弁例）

〔参・平安特委 平27・8・5
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○白眞勲君 …憲法上核兵器は持つことは可能かどうか、これを見たいんですけれども。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法上核兵器を保有してはならないということではないというふうにこれまで答弁しております。

（質問主意書・答弁書）

（平27・8・18 対山井和則・衆）

十四から十六までについて

法律案〔編注：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案〕において、いわゆる後方支援と言われる支援活動を実施する場合に特定の物品の輸送を禁じる規定はない。

実際の弾薬の輸送の実施に際しては、支援対象国からの具体的な要請に基づき、個々の輸送の都度、自衛隊として主体的に実施の可否を判断することとなるため、お尋ねの「どのような弾薬は輸送可能で、どのような弾薬は輸送不可能なのか」について、一概にお答えすることは困難である。

その上で、我が国は、非核三原則を堅持するとともに、核兵器の不拡散に関する条約（昭和51年条約第6号）、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（昭和57年条約第6号）及び化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成9年条約第3号）を批准し、大量破壊兵器の拡散の防止にも積極的に取り組んできており、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を始めとする大量破壊兵器を自衛隊が輸送することはあり得ない。

また、我が国は、劣化ウラン弾を保有しておらず、これを安全に輸送するために必要な知見等を有していないため、支援対象国からの要請を受けてその劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することはあり得ない。

（平27・8・21 対小西洋之・参）

一から四までについて

…政府としては非核三原則を堅持する方針であり、核兵器を保有せず、今後とも保有することなく、核兵器を他国に提供することはない。

非核三原則を堅持する我が国は、その趣旨、精神に沿ったものとして、「核兵器を輸送しない」との考え方であり、さらに、核兵器を輸送するために必要な知見等も有しておらず、現在国会で審議中の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に基づき、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を自衛隊が輸送することはあり得ない。核兵器を搭載する航空機への給油についても、同様に、非核三原則を堅持する我が国の立場を踏まえ、我が国として主体的に判断することは当然のことと考えており、支援対象国の航空機が核兵器を搭載している場合に、支援対象国からの要請を受けてその航空機へ自衛隊が給油することはあり得ない。

我が国が非核三原則を堅持していることは世界各国に知られており、また、核兵器については、その高度な秘匿性や安全確保の観点から、支援対象国が我が国に対し核兵器の輸送や核兵器を搭載する航空機への給油を要請することもあり得ない。米国との間でも、米国がかかる要請をすることはない旨確認している。

このように、自衛隊が御指摘の「核兵器の運搬」、「核兵器の提供」及び「核兵器を搭載している航空機への給油」を行うことはあり得ず、およそあり得ないことを法文上明記する必要はないと考えており、憲法の基本原則の一つである平和主義と矛盾があるとは考えていない。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平28・3・18
横島内閣法制局長官 答弁〕

○白眞勲君 …これ核の保有は憲法上否定されない、否定されていないということですね。これは過去の答弁にもいろいろそれはある。ここでちょっと確認なんですが、…保有は憲法違反でないということは、使用についても憲法違反ではないということでおろしゅうございますね。

○政府特別補佐人（横島裕介君） もとより、核兵器は武器の一種でございます。核兵器に限らず、あらゆる武器の使用につきましては、国内法上及び国際法上の制約がございます。

国内法上の制約で申し上げれば、憲法上の制約は、やはり我が国を防衛するための必要最小限度のものにとどめるべきという、いわゆる第三要件が掛かっております。また、国際法上の制約といたしましては、いわゆる国際人道法、分かりやすく言えばいわゆる戦時国際法でございますけれども、それを遵守する。例えば軍事目標主義であるとか様々な制約ございまして、それを遵守しなければならないということで、そのことは、国内法で申し上げますれば、自衛隊法第88条の第2項に「国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、」ということで明記されているところでございます。

いずれにせよ、あらゆる武器の使用につきましては、国内法及び国際法の許す範囲

内において使用すべきものというふうに解しております。

○白眞勲君 いや、法律ではなくて、私、憲法上です。日本国憲法で保有は許されているということはおっしゃいました。

だから、もう一回聞きます。使用は憲法違反ではないのかということです。

国際法上のそういうのは、国際法とはまた別なんですね、憲法ですから。それを分かっていて多分お答えになっていると思うんですけども、その辺りをもう一回お聞かせください。憲法上どうなのかということです。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 核兵器というものにも様々な規模、種類のものがあるというふうに承知しております。

お尋ねの憲法上の制約について申し上げれば、先ほどお答え申し上げたとおりで、我が国を防衛するための必要最小限度のものにももちろん限られるということでございますが、憲法上全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えておりません。

〔衆・外務委 平28・3・23
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○原口委員 …そこで、核兵器に関する過去の政府見解について確認しますが、我が国は、平成26年7月1日の閣議決定以前において、憲法上核兵器を保有できると解していたという理解でよろしいでしょうか。

○横畠政府特別補佐人 お答えする前に、大事なことですので、誤解を招かないようちょっと前提だけ申し上げさせていただきたいと思いますけれども、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上保有することが禁じられていないものも含めて、政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持しております。

法的にも、原子力基本法におきまして、原子力利用は平和の目的に限るとされており、また、NPT、核兵器の不拡散に関する条約の締約国、非核兵器国でございまして、一切の核兵器を保有し得ないということになっているというのが大前提でございます。その上で、憲法上の法理、純粹に法理の問題としての議論というのがこれまでも行われてきているということです。その点についてのお尋ねだというふうに理解いたします。

我が国には固有の自衛権がございますが、憲法第9条第2項によりまして、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することは禁止されていると解しております。すなわち戦力、憲法上禁止されている戦力ということでございます。これにより、性能上、専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためのみに用いられる、いわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することは、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、許されないと解しております。

他方、核兵器、すなわち核エネルギーを用いて人を殺傷し物を破壊する、その種の兵器ということになろうと思いますけれども、核兵器でございましても、仮に、自衛のための必要最小限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有しまたは使用する

ことは、法理上の話でございますが、必ずしも憲法上許されないものではないと解してきております。

このことについては、例えば、古くは昭和39年でございますけれども、当時の林内閣法制局長官が、「戦闘的な目的として、殺傷用あるいは破壊用に核エネルギーを使った武器を使うということそれ自身だけで、直ちに憲法違反となるというものではあるまい。」「防御的なものは憲法違反じゃないということばになってくる」と答えていますし、また、昭和53年4月3日の参議院予算委員会におきまして、当時の真田内閣法制局長官が、「通常兵器であっても自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるものは、その保有を許されないと解される一方、核兵器であっても仮に右の限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有が許されることになるというのが法解釈論としての当然の論理的帰結であり、」と述べ、また、平成10年6月17日の参議院予算委員会におきまして、当時の大森内閣法制局長官が「核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にはなろうかと考えます。」と答弁しているところでございます。

○原口委員 …憲法が認めている核使用は、我が国国内における核使用ですか。

○横畠政府特別補佐人 このまま議論していると、前提を忘れないように、やはり我が国は非核兵器国でございまして、核は持っていないわけです。現実的に使うという議論をしているわけではもちろんないわけで、あくまでも憲法の法理上どうなのかというところで、全ての核兵器が禁じられていると解しているわけではないのだということを申し上げているわけで、実際に使うことを考えて何か申し上げているわけではなくございません。

(質問主意書・答弁書)

(平28・4・15 対白眞勲・参)

我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法（昭和30年法律第186号）において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約（昭和51年条約第6号）上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

その上で、従来から、政府は、憲法第9条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第9条第2項によつても禁止されているわけではなく、したがつて、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであって、この法理上の考え方にはない。

9—B 自衛隊による原子力及び宇宙の利用

(1) 憲法上は、自衛隊の装備に原子力を利用することは、それが自衛のための必要最小限度のものにとどまる限り、許されないわけではない。

しかし、原子力基本法は、我が国における原子力の利用は平和の目的に限られる旨を明らかにしているから、原子力を殺傷力又は破壊力として用いることは同法の認めないところであり、さらに自衛艦の推進力として用いることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同法の認めるところではないものと考える。

また、推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが、現在においては想像の域を出ないので、そのような想像をもとにして政府の方針を述べるわけにはいかない。

この見解は、昭和40年4月14日衆議院科学技術特別委員会で愛知科学技術庁長官が述べたとおりであり、今日においても政府の見解は変わっていない。

なお、平成24年に原子力規制委員会設置法により原子力基本法が改正され（注）、同法第2条に「我が国の安全保障」という文言が規定された趣旨については、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議等を踏まえ、原子力規制委員会設置法により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定されたものと理解しており、原子力基本法第2条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、同法の改正前

後を通じて変わることではなく、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではない。

(注) 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)により原子力基本法(昭和30年法律第186号)第2条に第2項が加えられた。

第2条 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

(2) 宇宙の開発及び利用については、宇宙基本法第2条の規定により、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのつとり、行われることとされている。また、同法第3条の規定により、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障等に資するよう行わなければならないこととされている。

なお、昭和44年の国会決議において、宇宙の開発及び利用については、「平和の目的に限り」これを行うこととされているところ、この文言の解釈については、もとより、国会において御議論されるべきものと考えているが、平成20年の宇宙基本法案の国会審議においては、その提案者から、「専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、1969年の決議の文言及びその趣旨に反するものではなくて、本法案により平和利用決議を

否定したりこれを無効にするようなものではないと考えている」、「これまでいわゆる一般化理論により、その利用が一般化している衛星等については自衛隊での利用が認められるものとされてきたが、今後は専守防衛の範囲内の防衛目的での宇宙開発利用が可能となると考えている」旨の説明がなされているものと承知している。

また、平成24年には、宇宙基本法附則第3条を踏まえ、JAXA法について、JAXAの目的規定における「平和の目的に限り」との文言を「宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」との改正が行われたが、これは、宇宙基本法との整合を図ったものである。（注1）（注2）

（注1）宇宙基本法（平成20年法律第43号）

第2条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

第3条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

第14条 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

附則第3条 政府は、この法律の施行後1年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(注2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）

第4条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

① 原子力関係

(国会答弁例)

〔衆・科技特委 昭40・4・14
愛知科学技術庁長官 答弁〕

○愛知国務大臣 …原子力基本法第2条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和的目的に限り、」云々と規定されており、わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らかであります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであります。また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として利用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められないと考えられます。

○愛知国務大臣 …推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないので、そのような想像をもとにして政府の方針を述べるわけにはまいりませんが、現時点において言う限り、原子力基本法第2条のもとで、原子力を自衛艦の推進力として利用することは毛頭考えておりません。

〔参・内閣委 昭50・12・18
佐々木科学技術庁長官 答弁〕

○国務大臣（佐々木義武君） …常識的に申しますと、仮に推進力というものが全部原子力による推進力に世界が変わったという場合に、それでは自衛艦のみが単なる推進力でありますのにそれを使ってはいけないということは、これはやっぱりおかしいのであります。一般的にエンジンその他は原子力を使ってやるという場合になりますと、それはやはり原子力を推進力に使っても私はおかしくないと思います。

(国会決議)

〈原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議〉

(参・環境委員会決議 平24・6・20)

東京電力福島第一原子力発電所事故により失墜した原子力安全行政に対する信頼を取り戻すためには、政府一丸となって原子力利用の安全確保に取り組む必要がある。よって、政府は、原子力安全規制組織を独立行政委員会とする本法の趣旨を十分に尊重し、その施行に当たり、次の事項について、万全を期すべきである。

一から十まで（略）

十一、政府は、本法第1条及び本法改正に伴う改正原子力基本法第2条において、原子力の安全の確保の目的の一つに我が国の安全保障に資することが規定されている趣旨について、本法改正により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から加えられたものであり、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないということ

を、国民に対して丁寧に説明するよう努めること。

十一から二十八まで（略）

右決議する。

（質問主意書・答弁書）

（平24・7・3 対服部良一・衆）

一及び二の2について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）による改正前の原子力基本法（昭和30年法律第186号）第2条においては、原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨が規定されており、設置法による改正後の原子力基本法第2条においても、この旨の規定内容に変わることではなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではない。…

二、四、五及び五の2について

お尋ねの設置法第1条等並びに設置法による改正後の原子力基本法第2条及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第1条において「我が国の安全保障」という文言が規定された趣旨については、平成24年6月20日の参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の審議や「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」（平成24年6月20日参議院環境委員会。以下「附帯決議」という。）等を踏まえ、設置法により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定されたものと理解している。…

（国会答弁例）

〔衆・予算委 平24・7・9
野田内閣総理大臣 答弁〕

○野田内閣総理大臣 …原子力基本法第2条の、原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、原子力基本法の改正前後を通じて変わることなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではありません。…

（質問主意書・答弁書）

（平24・7・10 対加藤修一・参）

一、三、五及び七について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）第1条及び第3条並びに設置法による改正後の原子力基本法（昭和30年法律第186号）第2条及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和

32年法律第166号) 第1条において「我が国の安全保障に資する」という文言が規定された趣旨については、平成24年6月20日の参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の審議や「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」(平成24年6月20日参議院環境委員会。以下「附帯決議」という。)等を踏まえ、設置法により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定されたものと理解している。…

原子力基本法第2条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、設置法による原子力基本法の改正前後を通じて変わることではなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではない。…

② 宇宙関係

(国会決議)

〈わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議〉

(昭44・5・9 衆議院)

わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するため、これを行なうものとする。

〈宇宙開発事業団法案に対する附帯決議〉

(参・科学技術振興対策特委決議 昭44・6・13)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

- 一、すみやかに、宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化を図ること。
- 一、わが国における宇宙の開発及び利用にかかる諸活動は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行うこと。
- 一、人工衛星及びその打ち上げ用ロケットの研究、開発及び利用にあたつては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図ること。

なお、本事業団の発足にあたつては、優秀な人材を結集しうるようその待遇等についても充分配慮すること。

右決議する。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭60・2・6〕
〔加藤防衛庁長官 答弁〕

○加藤国務大臣 …昭和44年5月衆議院において宇宙の利用に關し国会決議がなされ、そこにおいて、我が国における宇宙の開発利用は平和の目的に限り行うこととされております。…もとより、国会決議の有権解釈は国会でなされるものであります、政府といたしましては、この国会決議の趣旨について、次のように理解をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

国会決議の「平和の目的に限り」とは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことは言うまでもないといたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがいまして、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

〔衆・予算委 平10・12・8〕
〔竹山科学技術庁長官 答弁〕

○竹山国務大臣 …宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」についても、国会決議の「平和の目的に限り、」と同じ趣旨のものであります、このような考え方のもので宇宙開発事業団が今回本件の情報収集衛星に関する研究に着手することは、宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」の趣旨に反するものではない、こう考えるところであります、本件に関して、これまでの政府の認識の変更はありません。

〔参・文教科学委 平14・12・5〕
〔渡海文部科学副大臣 答弁〕

○副大臣（渡海紀三朗君） …この〔編注：独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案の〕「平和目的に限り」という部分は、従来の解釈はそのまま踏襲をされるというふうに考えております。

〔衆・内閣委 平20・11・12〕
〔河村内閣官房長官 答弁〕

○河村国務大臣 御指摘のとおり、JAXA法の第4条が平和目的の限り、こうなつておることは私も承知をいたしております。しかし、このたびの宇宙基本法によって、先ほど御指摘のように、非軍事から非侵略という考え方もとり得るという判断に立つておるわけでございます。だからといって、日本の平和憲法の枠を出るということにはならないわけであります。

したがって、これはこれから検討課題だと思いますけれども、やはり、我が国安全保障に資する宇宙開発利用をJAXAが担うべきか否か、これはまた別の問題として考えていかなきやならぬと思いますし、今後、JAXA等の宇宙開発利用機関、ほかにもございますが、これは、今回の宇宙基本計画等々も今からつくっていくわけ

でございますが、そうした中で JAXA のあり方についても見直しの検討になっております。それをどのような形で見直すかというのはこれから本当の課題でございまして、まさに日本は平和憲法の専守防衛の中でやるということありますから、それを当然踏み越えることにはならない。

しかし、JAXA の見直しの方向あるいは宇宙開発委員会の見直しの方向は既に打ち出されて、今から検討に入るということになっておる、こういうことは申し上げておきたいと思います。

(質問主意書・答弁書)

(平20・12・9 対吉井英勝・衆)

(二) 及び (四) について

昭和44年国会決議及びその解釈については、国会において御議論いただくべきものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。

なお、宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の規定により、我が国の宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われることとされ、同法第14条の規定により、国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずることとされているところ、同法の国会審議においては、同法の提案者から、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、昭和44年国会決議の文言及び趣旨に反するものではない旨の説明がなされているものと承知している。

〔参・内閣委 平24・6・20
古川国務大臣 答弁〕

○国務大臣（古川元久君） …今回の法改正〔編注〕は、宇宙基本法ができたことを踏まえて、それに基づいて、それにのっとってこの法改正を行うものでございます。

この宇宙基本法制定のときには、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、これは1969年の決議の文言及びその趣旨に反するものではないと、そういうこともしっかりと、これは当時の提案者である現在の野田総理も申し上げております。今回もそうした趣旨にのっとって、これから宇宙開発そして宇宙利用を進めていくという趣旨だというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

〔編注〕 JAXA法第4条中「平和の目的に限り」を「宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」に改めるもの。（内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第35号）第3条）

9—C 「近代戦争遂行能力」答弁の趣旨

吉田内閣当時の国会答弁では、憲法第9条第2項の「戦力」を「近代戦遂行能力」と説明していたが、その後の政府見解においては、憲法が自衛権を否定していない以上、自衛のための必要最小限度の範囲内の実力は同項の禁ずるところではないとの見地から、同項の「戦力」の定義として、「自衛のための必要最小限度を超える実力」をいうものである旨の説明が定着しており、昭和29年12月以降においては、「近代戦遂行能力」という言い方はやめている。

ところで、近代戦遂行能力という言葉の意味は、「攻守両面にわたって最新の兵器及びあらゆる手段、方法を用いて遂行される本格的な戦争を我が国が独自で遂行し得る総体としての実力」をいうものと考えられ、「近代戦遂行能力」と「自衛のための必要最小限度を超える実力」とは、いずれが高いか低いかを直接比較することは困難であるにしても、我が国の防衛力の憲法上の限界を示す上において、本質的な差はないと思う。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭29・12・22
大村防衛庁長官 答弁〕

○大村国務大臣 ただいまお尋ねになりました点につきまして、政府の見解をあらためて申し述べます。…自衛隊は現行憲法上違反ではないか。憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。…

〔参・予算委 昭47・11・13
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（吉国一郎君） …吉田内閣当時における国会答弁では、戦力の定義といたしまして、近代戦争遂行能力あるいは近代戦争を遂行するに足りる装備編制を備えるものという趣旨のことばを使って説明をいたしておりますが、これは、近代戦争あるいは近代戦と申しますか、そういうようなものは、現代における戦争の攻守両面にわたりまして最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いまして遂行される戦争、そういうものを指称するものであると解しました上で、近代戦争遂行能力とは右のような戦争を独自で遂行することができる総体としての実力をいうものと解したものと考えられます。近代戦争遂行能力という趣旨の答弁は第12回国会において初めて行われて以来第4次吉田内閣まで、言い回しやことばづかいは多少異なっておりますけれども、同じような趣旨で行われております。

ところで、政府は、昭和29年12月以来は、憲法第9条第2項の戦力の定義といたしまして、自衛のため必要な最小限度を超えるものという先ほどの趣旨の答弁を申し上げて、近代戦争遂行能力という言い方をやめております。それは次のような理由によるものでございます。

第一には、およそ憲法の解釈の方法といたしまして、戦力についても、それがわが国が保持を禁じられている実力をさすものであるという意味合いを踏まえて定義するほうが、よりよいのではないでしょうか。このような観点からいたしますれば、近代戦争遂行能力という定義のしかたは、戦力という言葉を単に言いかえたのにすぎないのではないかといわれるような面もございまして、必ずしも妥当とは言いがたいのではないか、むしろ、右に申したような憲法上の実質的な意味合いを定義の上で表現したほうがよいと考えたことでございます。

第二には、近代戦争遂行能力という表現が具体的な実力の程度をあらわすものでございますならば、それも一つの言い方であろうと思いますけれども、結局は抽象的表現にとどまるものでございます。

第三には、右のようでございますならば、憲法第9条第1項で自衛権は否定されておりません。その否定されていない自衛権の行使の裏付けといたしまして、自衛のため必要最小限度の実力を備えることは許されるものと解されますので、その最小限度を超えるものが憲法第9条第2項の戦力であると解することが論理的ではないだ

ろうか。

このような考え方で定義をしてまいったわけでございますが、それでは、現時点において、戦力とは近代戦争遂行能力であると定義することは間違いかどうかということに相なりますと、政府といたしましては、先ほども申し上げましたように、昭和29年12月以来、戦力の定義といたしましてそのようなことばを用いておりませんので、それが今日どういう意味で用いられるかということを、まず定めなければ、その是非を判定する立場にはございません。しかし、近代戦争遂行能力ということばについて申し上げれば、戦力の字義から言えば、文字の意味だけから申すならば、近代戦争を遂行する能力というのも戦力の一つの定義ではあると思います。結局、先ほど政府は昭和29年12月より前に近代戦争遂行能力ということばを用いました意味を申し上げたわけでございますが、そのような意味でありますならば、言い回し方は違うといたしましても、一がいに間違いであるということはないと存じます。

〔参・内閣委 昭48・9・4
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（吉国一郎君） …わが国の保持し得る防衛力の限界を示すための法律概念としては、いずれにいたしましても、近代戦遂行能力という定義にいたしましても、また自衛のため必要な最小限度を超える実力というような概念にいたしましても、これはいつも申し上げておりますように、具体的な数字をもって、具体的な規模、内容を直ちにあらわすものではございません。したがって、大筋では差がないと存じますけれども、両者をただいまおあげになりましたような意味で、具体的あるいは客観的な能力として、いずれが高いか低いかということを論ずることは非常に困難ではないかと考えております。

9—D　自衛隊が行う外国との共同訓練

自衛隊が外国の軍隊と共同訓練を行うことができる法的根拠は、防衛省設置法第4条第1項第9号の規定であり、この所掌事務の遂行に必要な範囲内のものであれば、外国との間において共同訓練を行うことができる。

もとより、自衛隊は、憲法及び自衛隊法に基づき、我が国を防衛することを任務としているから、その任務の遂行に必要な範囲を超える訓練を行うことはできない。したがって、例えば、専ら他国の防衛を目的とする集団的自衛権一般の行使を前提とする訓練や、我が国が保有することの許されない兵器（例えばICBM、長距離戦略爆撃機）を自衛隊が使用して行う訓練を行うことは許されない。

（注）防衛省設置法（昭和29年法律第164号）

（所掌事務）

第4条　防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

九　所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

2　（略）

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭55・3・8
細田防衛庁長官 答弁〕

○細田国務大臣 …自衛隊が外国との間において訓練を行うことができるうことの法的な根拠は、防衛庁設置法第5条第21号〔編注：昭和58年法律第78号による改正前・現防衛省設置法第4条第1項第9号〕でございます。すなわち、同号は、「所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと」と規定しております、この所掌事務の遂行に必要な範囲内のものであれば、外国との間において訓練を行うことが可能であると解しております。

もとより、自衛隊は、憲法及び自衛隊法に従いまして、わが国を防衛することを任務としておるのでありますから、その任務の遂行に必要な範囲を超える訓練まで行うことは、これはできません。たとえば我が国は、憲法上いわゆる集団的自衛権の行使は認められておりませんから、自衛隊がそれを前提として訓練を行うことは許されないところであります、また、自衛のための必要最小限度を超えるものであってはならないわけでありまして、わが国が保有することの許されていない兵器、たとえばICBMや長距離戦略爆撃機、こういった兵器を自衛隊が使用して訓練を行うことも、これは許されないところでございます。

〔編注〕 リムパックについての統一見解で述べられたもの。

〔衆・本会議 昭61・10・21
中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（中曾根康弘君） 日米共同統合演習への韓国駐留の米軍機の参加の問題でございますが、これは、在日米軍司令官の指揮統括のもとに、韓国駐留の米軍機が参加し、共同訓練に入る、そういうものであります、日本防衛のために行う共同訓練であり、集団的自衛権の行使を前提としたものでもなければ、憲法に違反したものでもございません。アメリカと日本との安全保障条約の取り決めの範囲内において行われておるものでございます。